

高知県休業等要請協力金の概要

- 「**高知県 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等**」に基づき、
4月24日から5月6日までの間、下記 I ①②の施設を運営する事業者に、休業や営業時間の短縮を要請
⇒ **協力をいただいた事業者に対し、市町村との連携により高知県独自の協力金を支給**

I 事業者への休業要請・営業時間短縮の要請

要請期間：4月24日～5月6日（対象地域：県内全域）

1 休業要請の対象となる施設

① 接待を伴う飲食店

例) キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ等 (※)
(※) 風営法第2条第1項第1号に該当するものに限る

② カラオケボックス、ライブハウス

(施設内で大声を発するなど、飛沫感染の恐れが高い施設)

2 営業時間短縮*の要請の対象となる施設

* 午後8時～翌午前5時は休業
(併せて、午後7時以降の酒類の提供を休止)

① 飲食店

例) 料理店、居酒屋など (宅配・テイクアウトは除く)

② 旅館、ホテル (施設内の宴会場など飲食提供の場に限る)

II 高知県休業等要請協力金

1. 支給対象事業者及び支給額

左記の①②の施設を運営する事業者のうち、

**要請期間中（令和2年4月24日から5月6日まで）に、
休業等に協力をいただいた事業者**

1事業者当たり30万円（県20万円、市町村10万円）

※事業者からの申請に基づき、県が支給

※県分は、全額国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を充当

※市町村によっては、別途独自の協力金等が支給される場合がある

2. 予算額

15億円（県10億円、市町村5億円）

※県分は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用

3. 支給スケジュール

① 4/30 協力金申請要項等の公表

② 5/1 申請受付開始

③ 5月中旬～ 協力金の支給開始

④ 6/15 申請受付終了